



「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」にはどんなことが書いてあるの？

基本条例は、前文から9章で構成されています。

前文：市民や市（議会、市役所）が、それぞれの責務を果たしていくことを宣言しています。

第1章：まず、条例の目的と位置付けをここではつきりさせています。

第2章：まちづくりを推進するための次の4原則を確認しています。

- ①市民自治の原則
- ②協働の原則
- ③平等の原則
- ④情報共有の原則

第3章：まちづくりにおける市民の権利と義務、事業者などの役割が定められています。

第4章：協働によるまちづくり推進のためのルールと、執行機関などのまちづくり組織への支援が定められています。

第5章：議会の役割、議員の責務、市役所と市職員の責務が定められています。

第6章：情報の共有、個人情報保護、行政評価、財政運営などの市政運営のあり方が定められています。

第7章：住民投票制度について述べられています。

第8章：大規模災害発生時などにおける、国や他の市町村との連携、協力について定められています。

第9章：将来の江南市のまちづくり環境の変化に対応するため、必要に応じて、条例内容の検証を行うことが定められています。

また、市役所へ市民の皆さんが意見を伝えることができる仕組みや、議会運営、住民投票の実施に関して必要な事項は、この基本条例中ではなく、別の条例で決めて決めることとされています。

問合せ 地域協働課（内線3236）